

役員および評議員の報酬ならびに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人中部圏社会経済研究所（以下「本財団」という。）の定款第15条及び第29条の規定に基づき、役員および評議員の報酬ならびに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事および監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本財団事務所を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第13条に基づき選任される者をいう。
- (5) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、雑費等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 本財団は、常勤理事および非常勤監事に対して、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

(報酬額の決定)

第4条 本財団の常勤理事の報酬は、年間報酬総額700万円を上限として決める。

- 2 本財団の非常勤監事の報酬は、理事会および評議員会出席の都度、1人1日当たり30,000円、監事監査執行の都度、1人1日当たり50,000円をそれぞれ上限として決める。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用の支払い)

第5条 本財団は、役員および評議員がその職務の遂行に当たって負担した交通費その他の費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。但し、前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

(公表)

第6条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものである。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(細則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人中部圏社会経済研究所の設立の登記の日から施行する。

非常勤監事の報酬支給基準

(目的)

第1条 この基準は、役員および評議員の報酬ならびに費用に関する規程第4条2項に定める非常勤監事の報酬について、その運用基準を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 非常勤監事の報酬ならびに費用支給は、次による。この場合、拘束時間が5時間以上の実地監査を1日監査とし、拘束時間が5時間未満の実地監査を半日監査とする。

		報酬	費用
実地監査	1日監査	50,000円	交通費実費
	半日監査	30,000円	
会議出席	評議員会	30,000円	
	理事会	30,000円	

(支払条件)

第3条 支払については、原則として口座振込による支払いとし、経理規程取扱細則第6条により行う。

附 則

この基準は、2012年5月1日より施行する。